

2 調査の概要

令和5年6月16日、国会法第102条の14等¹²の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りを受領し、11月16日、高市国務大臣から当該国会報告について説明を聴取した。

高市国務大臣からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

(1) 特定秘密保護制度全般

令和5年11月16日、高市国務大臣から国会報告¹³について説明を聴取した。国会報告の概要は以下のとおりである。

ア 国会報告の概要

〔報告の趣旨〕

毎年、特定秘密の指定等の状況を政府が取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

〔対象期間〕

令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間

〔特定秘密保護法における行政機関〕（対象期間末時点）

28機関（網掛けは特定秘密の指定権限を有する20機関）

国家安全保障会議	消費者庁	財務省	国土交通省
内閣官房	総務省	文部科学省	気象庁
内閣法制局	消防庁	厚生労働省	海上保安庁
内閣府	法務省	農林水産省	環境省
国家公安委員会	出入国在留管理庁	水産庁	原子力規制委員会
警察庁	公安調査庁	経済産業省	防衛省
金融庁	外務省	資源エネルギー庁	防衛装備庁

¹² 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準V5(3)

¹³ 巻末 参考資料Ⅲ参照

〔対象期間中における特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況等〕

- ・ 9 行政機関において 44 件の特定秘密を指定（後掲《表 2-1》参照）
- ・ 特定秘密の指定の有効期間が満了したものはなく、8 行政機関において 40 件の特定秘密の指定の有効期間を延長
- ・ 1 行政機関において 1 件の特定秘密（防－119：旧防衛秘密である防衛の用に供する暗号に関する情報）の指定を解除¹⁴
- ・ 24 行政機関で 23,583 件の適性評価を実施（後掲《表 2-4》参照）
- ・ 評価対象者が同意をしなかった件数は、政府全体で 2 件（防衛省）
- ・ 特定行政文書ファイルの移管件数は 0 件で、廃棄件数は 245 件

〔特定秘密等の漏えい事案への対応の状況〕

- ・ 政府において、令和 4 年 12 月 26 日に防衛省が公表した特定秘密等の漏えい事案を重く受け止め、保全教育により、特定秘密の適正かつ厳格な保護を改めて徹底

〔対象期間末時点における特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況〕

- ・ 13 行政機関で 702 件の特定秘密を指定（後掲《表 2-1》《表 2-2》参照）
- ・ 14 行政機関で 613,728 件の特定秘密が記録された行政文書を保有（後掲《表 2-4》参照）
- ・ 適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体で 132,567 人（後掲《表 2-4》参照）

〔独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応等〕

- ・ 独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、防衛省に対し 1 件の是正の求めがあり、当該省庁において必要な措置が講じられた。
- ・ 衆議院情報監視審査会令和 4 年年次報告書に記載された政府に対する意見について、政府としては、これらの意見を重く受け止め、必要な措置を講じ、対応について検討を行っている。
- ・ 特定秘密等の漏えい事案に関して、令和 5 年 1 月 20 日に衆議院情報監視審査会から国会法に基づく勧告がなされ、同年 4 月 10 日、勧告の結果とられた措置について防衛省から報告、説明を行った。
- ・ 独立公文書管理監から、漏えい事案等を踏まえ、法のより一層適正な運用を改めて求める旨の意見があった。
- ・ 有識者から、第 12 回情報保全諮問会議に際し、本報告及び法の運用等についていただいた意見を記載している。

¹⁴ 巻末 参考資料Ⅶ参照

《表 2-1》令和 4 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※赤字は令和 4 年中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
国家安全保障会議	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報	9	(1)
	計	9	(1)
内閣官房	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報	2	(0)
	②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報	1	(0)
	③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報	1	(0)
	④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報	4	(0)
	⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	9	(1)
	⑥領域保全の措置及び方針に関する情報	2	(0)
	⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	9	(1)
	⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	21	(1)
	⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報	11	(0)
	⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報	18	(2)
	⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報	29	(1)
	⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報	1	(0)
	計	108	(6)
内閣府	○日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定により、アメリカ合衆国国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報	1	(1)
	計	1	(1)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
警察庁	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報	5	(1)
	②外国の政府等との情報協力業務に関する情報	9	(1)
	③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11	(0)
	④警察の人的情報源等となった者に関する情報	4	(0)
	⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報	1	(0)
	⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	3	(1)
	⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報	16	(1)
	計	49	(4)
総務省	○在日米軍が使用する周波数に関する情報	11	(0)
	計	11	(0)
法務省	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1	(0)
	計	1	(0)
出入国在留管理庁	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1	(0)
	計	1	(0)
公安調査庁	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報	1	(0)
	②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	5	(0)
	③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報	4	(0)
	④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	9	(1)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
	⑤人的情報収集に関する情報	4	(0)
	⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	9	(1)
	計	32	(2)
外務省	①拉致問題に関する情報	1	(0)
	②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報	1	(0)
	③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報	1	(0)
	④我が国の安全保障政策についての基本的事項に係る検討の内容に関する情報	1	(1)
	⑤東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報	1	(0)
	⑥北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報	1	(0)
	⑦内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	4	(0)
	⑧大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報	1	(0)
	⑨北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報	1	(0)
	⑩外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報	9	(1)
	⑪内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	4	(0)
	⑫日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報	1	(0)
	⑬内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11	(0)
	⑭公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報	4	(0)
	⑮国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報	1	(0)
	⑯国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報	1	(0)
	計	43	(2)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
経済産業省	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	4	(0)
	計	4	(0)
海上保安庁	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	2	(0)
	②外国の政府との情報協力業務に関する情報	9	(1)
	③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	1	(0)
	④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11	(0)
	計	23	(1)
防衛省	①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報	1	(0)
	②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報	1	(0)
	③自衛隊の運用計画等に関する情報	31	(8)
	④自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用協力に関する情報	1	(0)
	⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	1	(0)
	⑥自ら収集した電波情報等の情報	62	(7)
	⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報	40	(4)
	⑧宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報	1	(0)
	⑨電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報	8	(1)
	⑩外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報	8	(1)
	⑪防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報	17	(2)
	⑫防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報	4	(1)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
	⑬防衛力の整備に関する見積り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報	1	(0)
	⑭防衛の用に供する暗号に関する情報	12	(1)
	⑮武器等の仕様、性能等に関する情報	1	(0)
	⑯外国の政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報	1	(0)
	※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの		
	⑰自衛隊の運用計画等に関する情報	39	(0)
	⑱電波情報、画像情報等に関する情報	31	(0)
	⑲防衛力の整備計画等に関する情報	10	(0)
	⑳防衛の用に供する通信網の構成に関する情報	1	(0)
	㉑防衛の用に供する暗号に関する情報	71	(0)
	㉒武器等の仕様、性能等に関する情報	57	(0)
	計	399	(25)
防衛装備庁	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報	1	(0)
	②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報	2	(0)
	③防衛の用に供する暗号に関する情報	1	(1)
	④自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報	12	(0)
	⑤英国等外国の政府との間の共同研究等において提供された情報	5	(1)
	計	21	(2)
合 計		702	(44)

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」399件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で209件であった。

《表 2-2》特定秘密の指定状況と該当分野（令和 4 年 12 月 31 日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第 1 号 (防衛関連)	第 2 号 (外交関連)	第 3 号 (特定有害活動防止関連)	第 4 号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	9		9		
内閣官房	108		107		1
内閣府	1		1		
警察庁	49			30	19
総務省	11		11		
法務省	1		1		
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	32		6	17	9
外務省	43		41		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	23		23		
防衛省	399	399			
防衛装備庁	21	21			
合計	702	420	204	47	31

（国会報告（令和 5 年 6 月閣議決定）より抜粋）

〈参考〉 特定秘密の指定に係る別表該当性

別表

第 1 号（防衛に関する事項）

※（旧）自衛隊法別表第 4 に相当

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途

第 2 号（外交に関する事項）

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

第 3 号（特定有害活動の防止に関する事項）

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

第 4 号（テロリズムの防止に関する事項）

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

（内閣官房資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

イ 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑

(7) 国会報告等に関する説明聴取

令和5年11月28日、政府参考人から特定秘密保護法第19条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取した。

(イ) 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取

令和5年11月28日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。説明の概要は以下のとおりである。

独立公文書管理監報告¹⁵について

運用基準の規定により、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要について、年1回、内閣総理大臣に報告書を提出することとなっている。報告対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

検証・監察の結果等

○特定秘密の指定

令和4年中に44件の特定秘密が指定されたことから、これらの適否について検証・監察を行った。そのほか、令和3年末に警察庁において指定され、報告対象期間に検証・監察を継続することとしていた3件の特定秘密の指定についても、検証・監察を行った。その結果、報告対象期間に検証・監察を終えた47件の特定秘密の指定について、いずれも適正に行われているものと認められた。

○特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除

特定秘密の指定の有効期間の延長40件及び指定の解除1件について適正と認めた。

○特定秘密の記録とその表示

令和5年3月22日に1件、防衛省に対し是正を求めた。同月27日、是正をした旨の報告を受けている。また、同月22日に1件、外務省に対し是正を求めた。同月24日、是正をした旨の報告を受けている。それ以外の28部署による記録とその表示を適正と認めた。

¹⁵ 巻末 参考資料V参照

○特定行政文書ファイル等の保存

検証・監察を行った 29 部署による保存を適正と認めた。

○特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

内閣官房 1 件、内閣府 1 件、公安調査庁 2 件及び防衛省 1,052 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

○特定行政文書ファイル等にすべきものの存否

検証・監察を行った 13 部署について、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間 1 年以上と設定すべきものはないと認めた。

○検証・監察に関する定量的指標

説明聴取、実地調査等の回数は 107 回である。確認した特定秘密を記録する文書等の件数は 8,308 件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ 13,707 件である。

通報¹⁶への対応

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

¹⁶ 運用基準Ⅴ 4 (2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

(ウ) 主な質疑及び答弁の概要

(ア)・(イ)の説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問 1-1. 令和 4 年の審査会意見 2 (1)¹⁷において、特定秘密に係る重大事案が生じた場合には、その事実を審査会に早期・適時に報告するよう指摘したのに対し、内閣情報調査室から「審査会への早期・適時の報告に向け、(重大事案が発生した)その行政機関と緊密に連携してきている」との説明があったが、具体的な対応如何。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・内閣情報調査室としては、関係省庁に対して、不適切事案の発生時には早い段階で内閣情報調査室に情報を共有し、また審査会に早い段階で報告するよう求めている。

問 1-2. 重大事案が発生した行政機関は、まず内閣情報調査室に報告し、審査会には内閣情報調査室が速やかに報告するという理解でよいか。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・審査会への報告は、基本的には重大事案が発生した行政機関が行うべきと考える。
- ・内閣情報調査室は事案を把握した上で、できるだけ速やかに審査会に対して報告することを繰り返し求める。

¹⁷ 令和 4 年審査会意見「2 特定秘密に係る重大事案が生じた場合の対応」

(1) 各行政機関は、特定秘密に係る漏えい等の重大事案の発生を認知した場合には、厳格な保護措置の下で特定秘密保護制度の運用を常時監視するという当審査会の設置趣旨に鑑み、当該事実及び経緯を早期・適時に当審査会に対し報告することを徹底すること。

問 1-3. 昨年の審査会では、重大事案が発生したという事実は、早期・適時に審査会に報告すべきことを求めたので、改めて対応を徹底してもらいたい。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・しっかりと対応する。

問 2. 特定秘密保護法別表の細目で、これまで一度も特定秘密の指定が無い項目がある。令和 6 年 12 月で法施行から 10 年が経過するが、今後別表を見直すべきではないか。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・一度も特定秘密の指定が無い項目があることについて、内閣情報調査室としても問題意識を持っている。
- ・実態を各省庁に確認したところ、下位の秘密保全レベルでは当該細目に該当する情報を保有しており、今後の情勢変化に応じて秘密保全レベルを引き上げて特定秘密として保護することもあり得る、との回答をした省庁もあった。
- ・関係省庁と意見交換を続け、細目の改正が必要であれば対応する。

問 3. 特定秘密保護法の運用基準は、5 年ごとに見直しを行うことになっている。令和 6 年 12 月で法施行から 10 年が経過するが、見直しに向けたスケジュール如何。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・運用基準の次回の見直しは、令和 7 年度中の実施を検討中。

問 4-1. 令和 4 年の審査会意見 1 の(1) 及び(2)¹⁸ に対する各行政機関の対応について、内閣情報調査室から「ほぼ全て」の行政機関が対応済み又は対応を検討中との説明があったが、対応を検討していない行政機関があるのか。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ 規範を設けることを検討していない行政機関がある。
- ・ 当該行政機関は保有している特定秘密文書の件数も極めて少ないため、他の行政機関と同様の対応をする必要がないとの判断があったと推測している。
- ・ 実態に応じた適切な管理がなされるよう働きかけを継続する。

問 4-2. 全ての行政機関に審査会意見にある対応を求めず、個々の実態を勘案して、規範を設けないという対応でも許容するのか。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・ 多数の特定秘密文書を保有している行政機関は、審査会の指摘に対応して規範を設けるなどの取組の必要がある。
- ・ 他方、当該行政機関からは、保有する文書件数が極めて少ないので、従来の保全教育等の徹底により対応できるとの説明を受けている。

問 5. 経済安全保障上の重要情報と特定秘密保護法の 4 分野は、指定対象の情報が重なる可能性があり、整理が必要ではないか。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

¹⁸ 令和 4 年審査会意見「1 情報保全体制関係」

- (1) 各行政機関においては、特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が生じたことを重く受け止め、特定秘密の管理者等をはじめとする取扱者に対し、本事案から得られた教訓を踏まえた情報保全教育を徹底するとともに、保護措置について適切に実施されているか改めて確認すること。
- (2) 各行政機関において、機微な情報を取り扱う立場にある者が元職員にブリーフィング・面会を行う際の厳格な規範を設けることを検討すること。

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・経済安全保障分野のセキュリティ・クリアランス制度等については、現在内閣官房の他部署において検討中。当室として予断を持って回答するのは難しい。
- ・特定秘密保護法の既存分野との整合性という観点から、必要な意見は述べる。

問 6. 特定秘密文書は年間約 5 万件ずつ増えている。これに対し、独立公文書管理監が現認しているのは年間 8 千件程度であることをどのように考えるか。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・情報保全監察室による特定秘密文書の实地調査件数は、令和 2 年度は 1,944 件、令和 3 年度は 3,261 件、令和 4 年度は 8,308 件という推移で増加している。
- ・業務内容を改善し、検証・監察の対象文書を増やしている。
- ・特定秘密文書件数は膨大であり、網羅的に全てを見ることは難しい。
- ・検証・監察の対象文書の選定方法等を工夫・改善し、より効果的な検証・監察となるよう努める。

問 7. AI を補完的に導入することで検証・監察の実効性や効率性を高めるべきではないか。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・現時点で、AI の活用について具体的に検討しているものはない。

問 8. 令和 4 年度の現認件数 8,308 件のうち、ガイドラインに規定されている「行政文書の写し」は何件か。写しを検証・監察する意義は何か。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 8,308 件の大部分は廃棄が妥当かどうか検証・監察した際に現認した文書である。
- ・ 令和 4 年度に廃棄妥当と判断した対象文書は、全て「行政文書の写し」である。
- ・ 写しであっても、意思決定過程等で使用されたものでないかなど、歴史公文書性を確認し、廃棄妥当と判断した。

問 9-1. 不適切事案が生じた際、当該行政機関が独立公文書管理監に事案の報告をするまで何年も要していることについて、どう受け止めているか。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・ 不適切事案には、特定秘密文書の保全という観点から問題がある場合があり、検証・監察の観点からも重要な情報であると考える。
- ・ 従来から行政機関に対し、運用基準に基づき、不適切事案の発生時には報告するよう求めており、令和 5 年 6 月、事案を行政機関の長が認めた場合に 10 営業日以内の速やかな一報を行うよう通知を発出した。
- ・ 当該報告を受けた後、行政機関による調査の進捗を確認しつつ、検証・監察の内容等を検討する。

問 9-2. 不適切事案発生 of 報告を受けた後、速やかに当該行政機関に対し実地調査を行うのか。

[令和 5 年 11 月 28 日審査会]

〔答弁概要〕

（独立公文書管理監）

- ・ 報告を受けた後、まずは、当該行政機関が行う調査の状況について、随時説明を聴取する。
- ・ 不適切事案は業務の中で発生することから、まずは、当該業務の仕組みや運用を把握している当該行政機関において調査を進めるのが適切と考える。
- ・ 調査状況の進捗を見ながら、独立公文書管理監としても適切に対応する。

○委員からの指摘事項

- ・ 独立公文書管理監は、行政機関から不適切事案発生の第一報を受けた後、速やかに実地調査を実施するなり、調査経過の報告を求めるなりすべきである。